

## 総社市障害者差別解消支援地域協議会①

### 【設置目的①: 対応要領策定の諮問機関としての役割 (平成27年6月～)】

・職員向け対応要領を策定するうえで、市職員だけでは困難であり、専門性のある有識者からの助言等が必要であると考え、その諮問機関として、「障害者差別解消法に向けたプロジェクトチーム」と称し、設置したもの(全6回の検討会を実施)。

### 【設置目的②: 差別解消の取組を円滑に行うための役割 (平成28年4月～)】

・相談体制を整備し、多岐にわたる取組や相談事例の共有・分析などを行うため設置したもの。

⇒ ケース、相談内容により、総社市独自の関係機関とも連携を想定

12

## 総社市障害者差別解消支援地域協議会②

### 【設置に至るまでの経緯】

設置するにあたり、構成員となる有識者を新たに招集することは、時間等もかかり、なかなか困難である。

そのため、本市では、相当すると考えられる「総社市地域自立支援協議会」へ上記目的の場としても活用いただけるよう打診したところ、異論なく、速やかに了承をいただくことができた。

その理由としては、次に掲げる体制整備があったからこそ、スムーズな協議会の設置ができたと考える。



- ① 先に説明した障がい者千人雇用事業などの福祉施策を通じて、当事者団体をはじめ、家族団体・事業所・支援団体などの関係機関と日頃から「**顔**」の見える**関係**が構築されていた。
- ② 障がい者施策を通じて、市民、職員等が**障がい者を「知る」**ということが無意識にできていた。
- ③ 「障がい者雇用」をキーワードに共生社会に関する**意識共有**が進んでいた。

13

# 総社市障害者差別解消法地域協議会の体制

## 障害者差別解消支援地域協議会

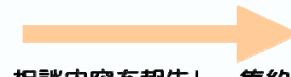
【協議会の目的】（法第17条：「組織することができる」と規定）

- ◎ 解消に資する取組や相談事例を共有・分析し、迅速かつ適切に対応
- ◎ 行政だけでなく、システムティックに、地域の実情を踏まえ、主体的な取組を推進

障がいのある人やその家族、または事業者等

不利益な取扱いに関する相談

市役所  
(各所属部署)  
監督者：各所属課長



相談内容を報告し、集約

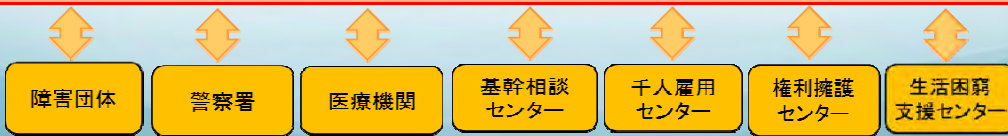
市役所  
(福祉課)

多岐にわたる  
相談や取組の  
共有・分析

分析結果・  
紛争解決の  
後押し

障害者差別解消支援地域協議会（地域自立支援協議会）

他  
機  
関  
と  
の  
連  
携



他  
機  
関  
と  
の  
連  
携

14

## 今後の課題

### ○啓発及び合理的配慮の提供

- ・特に、課長級（監督者）、新規採用職員への啓発  
⇒ 年1回は、研修を実施し、障がいの理解を深める。

### ○「顔」の見える関係の継続

- ・課題意識の共有や障がい者施策の継続  
⇒ 地域自立支援協議会や障がい者雇用等のイベント実施など日頃から連携を密にし、いつでも相談等ができる体制の整備を図る。

15